

## 魚津市告示第167号

魚津市地下水の採取に関する指導要綱の一部改正について  
魚津市地下水の採取に関する指導要綱（平成15年魚津市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月28日

魚津市長 村椿 晃

第6条第2項中の「井戸廃止届出書」を「井戸使用廃止届出書」に改める。  
様式第1号から様式第4号までの規定中「殿」を「あて」に、「氏名印」を「氏名」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。